

固定資産税の軽減について

【詳細】 資産税課 ☎32-6268

改修工事や新築をした住宅で、次の要件に該当する場合は固定資産税が軽減されます

今年度から該当する住宅の要件・軽減額 下表のとおり

工事	住宅の要件	軽減額
新築	① 長期優良 ●長期優良住宅(200年住宅)の認定を受けた ●平成21年6月4日～平成26年3月31日に新築した	●1/2の額が減額 ●1戸あたり120㎡相当分まで減額
	② 耐震 ●昭和57年1月1日以前からある住宅 ●1戸あたりの工事費が50万円超(平成25年3月31日までに契約した工事は30万円以上) ●現行の耐震基準に適合する工事をした	●1/2の額が減額 ●1戸あたり120㎡相当分まで減額
改修工事	③ バリアフリー ●平成19年1月1日以前からある ●65歳以上、要介護・要支援認定を受けている、障がいのある方のいずれかが居住する(賃貸住宅除く) ●所定の工事費用合計が50万円超(平成25年3月31日までに契約した工事は30万円以上)	●1/3の額が減額 ●1戸あたり100㎡相当分まで減額
	④ 省エネ ●平成20年1月1日以前からある ●窓を含む所定の工事でその費用が50万円超(平成25年3月31日までに契約した工事については30万円以上)	●1/3の額が減額 ●1戸につき120㎡相当分まで減額

減額期間 ①新築から5年度分(中高層耐火建築物は7年度)

②工事が完了した日が ●平成18年1月1日～平成21年12月31日=3年間 ●平成22年1月1日～平成24年12月31日=2年間 ●平成25年1月1日～平成27年12月31日=1年間(2年間の場合あり) ③④翌年分

※②～④は工事から3カ月以内に申告する必要あり

最低賃金改定のお知らせ

北海道内で事業を営む使用者およびその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む)に適用される最低賃金が次のとおり改定されました

最低賃金額 時間額 734円

効力発生日 平成25年10月18日(金)

労働基準監督署 ☎(33)7396

工業労政課 ☎(32)6436

18時～翌朝7時はゲートを閉鎖

緑地公園課 ☎(32)6509

高丘第二霊園の使用者を募集

①2年以内に墓石か塔婆を建立でき、現在市営墓地を使用していない市民で世帯主の方(申し込み順)

¥4㎡≒23万2千円

持世帯全員の住民票1通(本籍記載のもの)

環境生活課 ☎(32)6333

漁業センサスを実施します

漁業者や水産関係者へ、統計調査員が調査のため訪問します。調査票の記入にご協力ください ☎11月上旬

①海面漁業従事世帯および事業所
政策推進課 ☎(32)6042

マンション管理基礎セミナー

☎11月23日(土) 13時30分～16時30分

所 市民会館

①マンション管理組合役員、マンション居住者など

②総会運営のススメ、長期修繕計画の作成と見直し

定 50人 申し込み順

③住所、氏名、マンション名、電話番号を記入し、電話またはファクスで建築指導課 ☎(32)6527 ☎(32)2882

農地の利用状況調査にご協力を

農地法により毎年全ての農地の利用状況を調査し、把握することが義務づけられています。調査にご協力ください

調査期間 11月中

④調査方法 農業委員が巡回し、農地を調査

⑤農業委員会 ☎(32)6453

胆振消費者大会「TPPの現状について」

☎11月21日(木) 10時～

所 市民活動センター

⑥私たちの生活に大きな影響を与えるTPPについて、交渉参加後の動きを含めて解説します 講師 ⑦中原准一氏(酪農学園大学名誉教授)

定 50人 申し込み順

⑧電話またはファクスで 苫小牧消費者協会 ☎・☎(33)9398

⑨消費者センター ☎(33)6510

広 告